

完了検査申請

第四面の記載・工事写真の添付について

現在、建築基準法第6条第1項第四号に該当する建築物で、建築士が設計図書を作成し、建築士である工事監理者の責任において、設計図書どおりに工事が実施されたことを確認されたものは、同法に基づく完了検査において、検査の一部を省略できる“特例”があります。また、特例の適用にあたっては、「適切に工事監理」されていることが確認できる必要があります。

三重県では、平成26年度に県内の特定行政庁で検討し、適切に工事監理されていることを確認するため、完了検査申請書において、建築士によりバラつきのある下記の2点について、統一的に扱っていくこととなりました。

- 第4面 工事監理欄の記載方法
- 法第7条の5（規則第4条第1項第三号）の工事写真

申請者、代理者の皆さまには、ご対応いただきますようお願いいたします。

Q. いつから対応する必要があるか？

- A. **平成27年4月1日以降に確認申請**（計画変更除く）を行なう物件の完了検査申請が対象となります。

Q. 様式等はどこにあるか？

- A. 第四面は、従来どおりの法定様式となります。木造戸建住宅の場合の記載例が三重県のホームページに掲載されていますので、参考としてください。
工事写真については定められた様式はありませんが、参考様式が同じページに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

Q. 指定確認検査機関に提出する場合も対象になるか？

- A. 三重県より指定確認検査機関にも協力をお願いしていますが、提出される機関にご確認ください。

お問い合わせ：松阪市建築開発課審査係

TEL:0598-53-4156 FAX:0598-26-9118

E-mail:kenka.div@city.matsusaka.mie.jp